

令和7年度

上郡町健全化判断比率等に係る

審査意見書

上郡町監査委員

令和8年8月26日

上郡町長 梅 田 修 作 様

上郡町監査委員 西 後 竹 則

// 木 村 公 男

令和7年度上郡町各会計決算の財政健全化審査報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第3条第1項及び同法第 22 条第1項並びに上郡町監査基準第2条第1項第7号の規定に基づき、令和7年度上郡町各会計決算の財政健全化審査を行った結果を上郡町監査委員条例(昭和 57 年条例第4号)第8条及び上郡町監査基準第 14 条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 審査概要

この財政健全化審査は、町長から提出された令和8年8月10日現在の速報値として算出した健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の日

令和8年8月10日(月)

3 審査場所

役場401会議室

4 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率

(単位:%)

	令和7年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.94	20.00
連結実質赤字比率	—	19.94	30.00
実質公債費比率	13.4	25.00	35.00
将来負担比率	100.6	350.0	

※「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

資金不足比率

(単位:%)

	令和7年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

【健全化判断比率】

ア 実質赤字比率について

令和7年度は収支が黒字であるため実質赤字比率はない。

イ 連結実質赤字比率について

令和7年度は収支が黒字であるため連結実質赤字比率はない。

ウ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は、13.4%となり早期健全化基準(25%)を下回っている。また、前年度と比較して0.5ポイント減少したことにより、前年度同様に起債に当たって県の許可が必要である18%を下回った。標準税収入額の増加、公営企業会計や一部事務組合の地方債残高の減少により当該比率の減少となったもので、今後も計画的に収支見通しを立て、18%以下の維持に努めることを望む。

エ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は100.6%となり早期健全化基準(350%)を下回っている。また、前年度と比較して5.4ポイント減少した。

充当可能基金の増加、公営企業会計や一部事務組合の地方債残高の減少により当該比率の減少となったが、依然として高い水準にあり、事業の更なる精査を通じて起債額の抑制に取り組むなど、比率の引き下げに努める必要がある。

【資金不足比率】

水道事業会計、下水道事業会計の2会計とも資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

今回の審査では、すべての健全化判断比率が法令に定める基準を下回り、資金不足も生じていないことから特に指摘事項はない。また、実質公債費比率については、平成26年度から18%を超え許可団体となっていたことが課題であったが、長期計画による事業の平準化等を進めた結果、13.4%と前年度以上に改善された。なお、将来負担比率は依然として高水準であるため、更なる財政健全化に向けた取組の強化・推進を求める。

以上